

茨城県報

第5409号

昭和41年6月16日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則	ページ	(公安委員会)
●茨城県消費実態調査規則……………	1	●道路の通行禁止、制限その他の交通規制 の一部改正…………… 7
●茨城県消費者物価調査規則……………	3	
●茨城県漁業及び船舶関係手数料徴収規則 の一部改正……………	5	公 告
		●米飯提供者の登録…………… 9
告 示		●小売販売業者甲の新規登録……………12
●毒物劇物取扱者試験の施行……………	5	●旅館営業者に対する聴聞……………12
●豚コレラ予防指定の廃止……………	6	●土地改良区役員の就退任……………13
●豚コレラ予防指定の一部改正……………	6	●宅地建物取引業者の登録まつ消……………14
●県営協和地区土地改良事業の縦覧……………	7	
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定……………	7	

規 則

茨城県規則第38号

茨城県消費実態調査規則を次のように定める。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県消費実態調査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県民の消費生活の実態を調査して、消費の水準と構造並びにそれらの地域差を明らかにするため、茨城県統計調査条例(昭和36年茨城県条例第16号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、消費実態調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「世帯」とは、住居及び家計をともしにする者の集り又は1人で独立して住居若しくは家計を維持する者をいう。

2 この規則において「勤労者世帯」とは、主として賃金又は給料により家計を維持する世帯をいう。

3 この規則において「世帯主」とは、第1項の世帯を主宰する者をいう。ただし、勤労者世帯については、家計上の主たる責任を負う勤労者を「世帯主」とする。

(調査の期間)

第3条 消費実態調査は、毎年9月、10月及び11月の3カ月間について行なう。ただし、知事が必要と認めるときは、別に定める期間について行なうことができる。

(調査の対象)

第4条 消費実態調査は、知事が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域から、別に定める方法によつて選定する世帯（以下「調査世帯」という。）について行なう。

2 指定市町村の調査世帯の数は、知事が別に定めるところによる。

(調査事項)

第5条 消費実態調査は、知事が別に定める調査票により次に掲げる事項について行なう。

- (1) 家計上の収入に関する事項
- (2) 家計上の支出に関する事項
- (3) 年間収入に関する事項
- (4) 主要耐久消費財の所有に関する事項
- (5) 世帯員及び住居に関する事項
- (6) 前各号に付帯する事項

(事務の委任)

第6条 知事は、指定市町村の長（以下「指定市町村長」という。）に、消費実態調査の事務を委任する。

(消費実態調査員)

第7条 指定市町村に、条例第4条に規定する調査員として消費実態調査員（以下「調査員」という。）をおく。

- 2 調査員は、指定市町村長の推せんにより知事が委嘱する。
- 3 調査員は、指定市町村長の指導監督を受けて、消費実態調査の事務に従事する。
- 4 調査員は、調査事項について質問することができる。
- 5 調査員が前項の規定により質問をする場合には、別に定める身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(申告義務者)

第8条 調査世帯の世帯主は、第3条に規定する期間における第5条各号に掲げる事項について申告しなければならない。

- 2 世帯主が、前項の申告を行なうことができないときは、事実上これに代わる者又は世帯員のうちから、調査員の指定する者が前項の申告をしなければならない。

(申告の方法)

第9条 前条の申告義務者は、勤労者世帯の場合にあつては、第5条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項について、勤労者世帯以外の世帯の場合にあつては、同条第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項について、自ら調査票に記入し、調査員に提出しなければならない。

また、申告義務者は、同条第5号及び第6号に掲げる事項については、調査員の質問に答えなければならない。

(調査票の提出)

第10条 調査員は、調査票を検査整理し、指定市町村長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 指定市町村長は、調査員から調査票を受領したときは、これを検査整理し、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(結果の公表)

第11条 知事は、消費実態調査の結果を集計完了後公表するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第39号

茨城県消費者物価調査規則を次のとおり定める。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県消費者物価調査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県民の消費生活上重要な支出の対象となる商品及びサービスの小売価格又は料金を調査して、物価水準の動向及びその地域差を明らかにするため、茨城県統計調査条例(昭和36年茨城県条例第16号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、消費者物価調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の期日)

第2条 消費者物価調査は、毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日(以下「調査期日」という。)に行なうものとする。

(調査品目及び調査事項)

第3条 消費者物価調査は、知事が指定する商品及びサービス(以下「調査品目」という。)について、その小売価格又は料金を調査する。

2 調査品目ごとに調査すべき小売価格又は料金の数は、知事が別に定める。

(調査の対象)

第4条 消費者物価調査は、知事が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)に店舗、営業所、事業所等を有する物品小売業者、サービス業者及びその他の者で、調査品目の小売価格又は料金を調査することが適当であると認められるもののうちから、知事の指示する方法により指定市町村の長(以下「指定市町村長」という。)が指定するもの(以下「価格報告者」という。)について行なう。

2 指定市町村長は、前項の規定により価格報告者を指定したときは、当該価格報告者に対し、小売価格又は料金を申告すべき調査品目を通知しなければならない。

(事務の委任)

第5条 知事は、指定市町村長に、消費者物価調査の事務を委任する。

(消費者物価調査員)

第6条 指定市町村に、条例第4条に規定する調査員として消費者物価調査員（以下「調査員」という。）をおく。

2 調査員は、指定市町村長の推せんにより知事が委嘱する。

3 調査員は、指定市町村長の指導監督を受けて調査品目（調査品目のうち指定市町村長が直接調査する品目として知事が指定するものを除く。）の調査に従事する。

4 調査員は、調査事項について質問することができる。

5 調査員が前項の規定により質問をする場合には、別に定める身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(価格報告者の指定替え)

第7条 指定市町村長は、営業の廃止、取扱品目の変更その他の理由により、調査品目の小売価格若しくは料金を申告することができなくなつた価格報告者又は知事の指示する基準に適合しなくなつたと認められる価格報告者については、その指定又は当該調査品目を取り消し、新たにこれに代わる価格報告者を指定しなければならない。この場合において、申告すべき調査品目の通知については、第4条第2項の規定を準用する。

(価格報告者の申告義務)

第8条 価格報告者は、第4条第2項及び前条後段の規定により通知を受けた調査品目の小売価格又は料金に関し、指定市町村長又は調査員が、次条の規定により行なう質問に対し、口頭で申告しなければならない。

2 価格報告者が不在その他の理由により前項に規定する申告を行なうことができないときは、事実上これに代わる者がその申告を行なわなければならない。

(小売価格又は料金の調査)

第9条 指定市町村長又は調査員は、担当する調査品目について、調査期日に、価格報告者の店舗、営業所、事業所等において、価格報告者又は前条第2項に規定する者に対しその小売価格又は料金を質問し、その申告に基づき知事が定める様式の消費者物価調査票（以下「調査票」という。）の所定欄に当該小売価格又は料金を記入しなければならない。

(調査票の提出)

第10条 調査員は、前条の規定により作成した調査票を整理し、指定市町村長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

2 指定市町村長は、前項の規定により提出された調査票を検査整理し、前条により作成した調査

票とともに、知事が定める期日までに提出しなければならない。

(結果の公表)

第11条 知事は、調査票を審査し及び集計し、集計完了のつどその結果を公表するものとする。

付 則

この規則は、昭和41年7月1日から施行する。

茨城県規則第40号

茨城県漁業及び船舶関係手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県漁業及び船舶関係手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県漁業及び船舶関係手数料徴収規則（昭和28年茨城県規則第23号）の一部を次のように改^{正す}める。

第1条 (13)アを次のように改める。

ア 知事が船舶の検査を行なう場合 1隻につき 3,600円

同条(14)アを次のように改める。

ア 総トン数又は純トン数の変更に係るものであつて、知事が船舶の検査を行なう場合
1隻につき 2,300円

同条(15)ア及びイを次のように改める。

ア 全部の積量の測度または測度甲板下全部の積量の測度を行なう場合
1隻につき 3,000円

イ その他の積量の測度を行なう場合 1隻につき 2,000円

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第706号

毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

試 験 期 日	種 別	場 所	願 書 締 切 期 日
8月7日(日) 午前10時～正午	筆 記 試 験	水戸市北三の丸1番地 茨城県立水戸第一高等学校	昭和41年7月20日
8月7日(日) 午後1時～ 午後5時	実 地 試 験	同 上	

都合により試験期日及び場所を変更したときは出願者に通知する。

1 受 験 資 格

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第8条第2項の各号の一つに該当しない者

2 提 出 書 類

ア 受験願書（毒物及び劇物取締法施行細則第1号様式）

イ 履 歴 書

ウ 戸 籍 抄 本

エ 写 真

手札型、正面、半身無帽で出願前6ヵ月以内に撮影したもので、試験願書と同じ大きさの紙にはり付け、その台紙に氏名、年令及び撮影年月日を記入すること。

オ 医師の診断書

精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

おし、つんぼ、盲又は色盲でない旨の診断書

3 手 数 料

法第23条第1項第5号の規定による手数料金500円は、茨城県収入証紙を願書にちよう付して納付すること。（ただし、消印しないこと。）

4 願 書 提 出 先

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県衛生部医薬務課

5 受験票の受領第

受験票は出願者あて郵送するから、昭和41年8月1日までに受験票が到着しない場合は、上記医薬務課まで問い合わせること。

茨城県告示第707号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和41年茨城県告示第102号）は廃止する。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第708号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定（昭和36年茨城県告示第1008号）の一部を次のように改める。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 移入禁止区域中に 栃木県那須郡を加える。

茨城県告示第709号

土地改良法第87条第1項の規定に基づき県営協和地区土地改良事業につき、土地改良事業計画を定めたので、同条第4項の規定により公示し、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

協和地区土地改良事業計画書写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和41年6月23日から昭和41年7月13日まで

3 縦 覧 の 場 所 真壁郡協和町役場
西茨城郡岩瀬町役場

茨城県告示第710号

茨城県証紙条例第5条第1項に規定する茨城県収入証紙売りさばき人に下記の者を指定した。

昭和41年6月16日

茨城県土浦県税事務所長 和 田 達 雄

記

指 定 年 月 日	指令番号	住 所	売りさばき所	氏 名	生年月日	摘 要
昭和 41. 6. 1	土税指令 第 2 号	筑波郡谷田部町 大字谷田部6481	筑波郡谷田部町 大字谷田部 6の794	村 下 進	昭和 19. 2. 9	新 規

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第10号

道路の通行の禁止、制限その他の交通規制(昭和36年茨城県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、昭和41年6月16日から施行する。

昭和41年6月16日

茨城県公安委員会委員長 木 村 一 郎

駐車禁止の部中

98	県 道 (石岡 潮来) 及び国 道51号 線 (千葉 水戸)	行方郡牛堀町 大字永山 390番地 先県道から同町上戸30番地先国 道上まで。	1. 10 キロ メートル	午前8時から 午後1時まで (北片側) 午後1時から 午後7時まで (南片側)	2輪の車両 を除いた全 車両。ただ し、貨物の 積卸の場合 を除く。	麻 生
99	国 道 41 (千葉 水戸)	〃 〃 牛堀52の2番地先 国道三差路から同町北利根橋南 端まで。 (道路西片側)	0. 10 キロ メートル	午前8時から 午後7時まで	〃	〃

(第三種郵便物認可)

を

98	県 道	行方郡牛堀町 永山 347番地先から同所390番地先まで (鈴木氷店前から浅野方前まで) 道路両側	0.17 キロメートル	終 日	自 動 車 (二輪車を除く。)	麻 生
99	削 除					

に、

134	国 道 51号線	稲敷郡東村三島中蒲1074の2番地先北利根橋西側から同村西代中島地先水郷大橋北側まで。 道路両側	6.6 キロメートル	終 日	自 動 車 (二輪車を除く。)	江戸崎
-----	-------------	---	---------------	-----	--------------------	-----

を

134	国 道 51号線	行方郡牛堀町上戸2237番地の6先から稲敷郡東村西代中島地先まで (大里鉄工所前から水郷大橋北側まで) 道路両側	8.8 キロメートル	終 日	自 動 車 (二輪車を除く。)	麻 生 江戸崎
-----	-------------	--	---------------	-----	--------------------	------------

に改める。

同部中第165号の次に次の1号を加える。

166	市 道	日立市河原子町1501番地先から同所1620番地先まで (日製多賀工場通用門前から日立電鉄桜川踏切まで) 道路両側	0.4 キロメートル	午前7時から 午後6時まで	自 動 車 (二輪車を除く。)	日 立
-----	-----	---	---------------	------------------	--------------------	-----

一時停止の部中

192	削 除					
-----	-----	--	--	--	--	--

を

192	行方郡牛堀町上戸113番地先(木村油店脇)					麻 生
-----	-----------------------	--	--	--	--	-----

に改める。

横断歩道の部中第599号の次に次の1号を加える。

600	国 道 51号線	行方郡牛堀町上戸113番地木村油店前から同所2199番地の1関川方前まで				麻 生
-----	-------------	--------------------------------------	--	--	--	-----

公 告

●米飯提供業者の業者登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定にもとづき次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

米 飯 提 供 業 者 登 録 名 簿

登録番号	登 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
北振1454	41. 5. 21	日立市平和町2丁目1番1号	日本国民食株式会社
〃 1455	〃	〃 弁天町2丁目15番3号	有限会社 清 風 閣
〃 1456	〃	〃 相賀町3番14号	初崎館 田 倉 サ ト
〃 1457	〃	〃 水木町4	はぎや 萩 庭 馨
〃 1458	〃	〃 助川町1丁目9番4号	合資会社 山 翠 日 立 支 店
〃 1459	〃	〃 鹿島町1丁目20番13号	大 門 韓 余 字
〃 1460	〃	〃 多賀町2丁目16番16号	て る 峰 佐 藤 義 之
〃 1461	〃	〃 入四間町797	茨城観光開発株式会社
〃 1462	〃	〃 助川町2丁目9番9号	つくばや 野 口 政 二
〃 1463	〃	〃 成沢町1587の7	食 堂 大 橋 良 子
〃 1464	〃	〃 弁天町1丁目3番8号	みよし寿司 山 崎 正 博
〃 1465	〃	〃 鹿島町1丁目4番17号	来々軒 鈴 木 親 代
〃 1466	〃	〃 助川町1丁目9番14号	太古一食堂 鈴 木 政 雄
〃 1467	〃	〃 小水津町3245	喫茶リオ 川 瀬 な か
〃 1468	〃	〃 3289の2	かつみ寿司 山 形 得 子
〃 1469	〃	〃 河原子町1890	庄助食堂 阿 南 輝 代
〃 1470	〃	〃 助川町2丁目8番3号	三 休 旅 館 好 洋 荘
〃 1471	〃	〃 滑川町2171	株式会社 鷗の島温泉 鳥 崎 好 温
〃 1472	〃	〃 千石町1丁目10番8号	天 ぶ ら し 林 佳 代 子
〃 1473	〃	〃 弁天町2丁目19番15号	は や 浦 島 皆 川 勝 之
〃 1474	〃	〃 鹿島町1丁目10番8号	山 口 屋 秋 葉 政 朝
〃 1475	〃	〃 金沢町2023の4	魚 鈴 鈴 木 み つ 子
〃 1476	〃	〃 河原子町2090	浜 見 屋 小 又 慶 重 郎
〃 1477	〃	〃 千石町1丁目15番3号	葵 古 葉 葵
〃 1478	〃	〃 弁天町1丁目10番1号	あづま食堂 金 秀 夫

(第三種郵便物認可)

北振 1479	41. 5. 12	日立市鹿島町1丁目1番3号	レストラン 白頭山	松 山 次 郎
" 1480	"	" 宮田町899	百 番	今 野 利 美
" 1481	"	" 大久保町390	あさきや	友 部 国 子
" 1482	"	" 多賀町2丁目19番6号	王将すし	飯 村 功
" 1483	"	" 水木町1517	日和産業 株式会社	泉ヶ森バラネオン
" 1484	"	" 河原子町2833	鈴木屋旅館	鈴 木 靖
" 1485	"	" 大久保町501	美ふじ荘	松 本 光 枝
" 1486	"	" 多賀町2丁目19番5号	一 福	上 坂 い ち の
" 1487	"	" 助川町350	平 沢 屋	大 高 キ ク
" 1488	"	" 弁天町2丁目22番7号	ま す み	猪 狩 ま す 子
" 1489	"	" " 1丁目13番15号	巴 寿 司	渡 辺 ナ ツ
" 1490	"	" 小木津町3500	新 食 堂 (日高電線 構内食堂)	成 井 靖 夫
" 1491	"	" 宮田町498	日立土地 株式会社	(株)日立製作所 山手工場構内食堂
" 1492	"	" " 2丁目5番15号	まるはち 食堂	板 橋 政 治
" 1493	"	那珂郡東海村大字村松267の5	か つ ら	川 又 く め
" 1494	"	西茨城郡友部町大字南友部604	友 部 食 堂	河 合 末 子
" 1495	"	高萩市東本町2丁目3	陸 中	佐 藤 留 吉
" 1496	"	西茨城郡岩瀬町大字岩瀬227	大和田食堂	大 和 田 や す 子
" 1497	"	" " 大字上野原地 新田241	うら筑波ド ライブイン	長 谷 川 好 三
" 1498	"	" " 大字上野原地 新田225の4		アジアカントリークラ ブ食堂
鹿振 274	41. 5. 27	鹿島郡鉾田町大字鉾田1994	菊 寿 し	宮 越 信 子
" 275	"	" 神栖村大字平泉 外12入会64の84	実 柏	色 川 と み
" 276	"	" " " 320の16	一 番	野 ・ 口 正 子
南振 671	41. 5. 10	土浦市栄町3093	大 善 寿 司	大 内 平 一 郎
" 672	"	" 大和町3050	まつ森ん	松 浦 き み
" 673	"	" 三好町3332	鮎 一	葛 巻 一 男
" 674	"	" 大和町3046	北 上	黒 沢 一 仁
" 675	"	" 常名町3453	土浦ドライ ブイン	豊 島 初 男
" 676	"	" 荒川沖5丁目833	吉 乃 屋	岩 村 吉 永 子
" 677	"	" " 7丁目925	登森和苑	岡 野 朝 子
" 678	"	" 富士崎町469	たまる屋 食堂	片 岡 繁
" 679	"	" 本町中央通り商店街 2の6号	品 華 楼	石 倉 な つ

南振	680	41. 5. 10	土浦市中高津226	木村食堂	木町	薫
"	681	"	" 桜川町堤3941	旅館黒竜	安藤朝子	
"	682	"	" 中高津989	丸美食堂	楚阪貢	
"	683	"	竜ヶ崎市長峰町1467の2	あさひ食堂	橋詰むめ	
"	684	"	" " 2998	大 鮎	岩崎かほる	
"	685	"	" " 4125	ビュフエ高穂	伊勢儀二	
"	686	"	稲敷郡阿見町大字青宿666	みとや別館	米川寿幸	
"	687	"	" " 大字立ノ越90の1	あづま亭	田口武雄	
"	688	"	筑波郡筑波町大字筑波1	筑波山ロープウェイ株式会社 女体山展望バーラー	福田郁次郎	
"	689	"	" " "	夫婦茶屋	川上しげ	
"	690	"	" " "	筑波山頂きむらさき	鮎川健次	
"	691	"	" " " 757	停留所ビルきむらさき	鮎川健次	
"	692	"	" " " 705	さいとう	斉藤穆	
"	693	"	" " " 750	且兵衛	小野瀬絹子	
"	694	"	" " 大字小田3020	マス屋食堂	村田マス	
"	695	"	北相馬郡守谷町大字守谷甲2223	吉野屋	古川喜一	
"	696	"	" " " 352	ニユニコ食堂	木村忠治	
"	697	"	" 取手町大字取手乙240	徳寿司	中村順一	
"	698	"	" " " 631	都寿司	小久保郁子	
"	699	"	" " " の1475	天 寿	高岡照悌	
"	700	"	" " 大字井野1839の4	さかなや食堂	井橋守	
"	701	"	" 藤代町大字藤代470〜1	一寿司	海老原勝一郎	
"	702	"	" " " 47	野崎屋	野崎さだ	
"	703	"	" " " 49の2	寿司広	片寄広司	
"	704	41. 6. 1	石岡市石岡645	出船鮎	坂本キヨエ	
"	705	"	" " 324	多びすや食堂支店	石塚利雄	
"	706	"	" " 1461	宝来軒	太田正夫	
"	707	"	" 高浜1238	川村食堂	川村浩	
"	708	"	" 石岡5044の2	石岡苑	石橋陽子	
"	709	"	" " 712	食道園	川俣忠	
"	710	"	竜ヶ崎市長峰町2892	食堂田代	田代晃	
"	711	"	新治郡新治村大字藤沢1430	まるふく堂	岡野里子	

南振 712	41. 6. 1	新治郡八郷町大字柿岡 4401の1	魚 信 谷 田 部 信 正
" 713	"	" " 大字小幡 2027の5	双 魚 園 斉 藤 勇
" 714	"	筑波郡伊奈村大字沼田 3022の6	米 屋 山 口 米 子
" 715	"	" 大穂町大字大曾根3783	ホ テ ル 三 谷 幸 子 つくば御苑
" 716	"	北相馬郡取手町大字取手乙613	や よ い 黒 沢 八 雄
" 717	"	" " " 590	白 竜 家 坂 巻 綾 子
" 718	"	" " " 977	大 映 食 堂 金 塚 節
" 719	"	" " " 790	勝 美 や 秋 元 ゆ き 子
" 720	"	" " " 2805の1	(平) 目 黒 真 澄
" 721	"	" " 大字井野 2844~1	えびや食堂 蛭 原 静 江
" 722	"	" " 大字取手乙 2970	白 井 食 堂 白 井 良 信
西振 583	41. 5. 26	下館市鷹場町丙141	三 枡 増 淵 武 夫
" 584	"	古河市古河6229	田 川 田 中 三 郎

●小売販売業者甲の新規登録について

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の4第2項の規定にもとづき次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

販 売 業 者 登 録 名 簿

登録番号	登 年 月 録 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
南振 234	41. 6. 1	土浦市神立町4011番地の158	神立配給所 入 江 武
" 235	"	" 大字荒川沖字日ノ宮 725番地の1	荒川沖 湯 原 竹 之 助 第3配給所
" 236	"	" 大字荒川沖字橋本西 114番地の1	荒川沖 湯 原 竹 之 助 第4配給所
" 237	"	竜ヶ崎市小通幸谷町439	門倉商店分店 門 倉 千 代

●旅館営業者に対する聴聞について

旅館営業法(昭和23年法律第138号)第9条第1項の規定により次のとおり公開の聴聞を行いません。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 聴 聞 期 日 昭和41年6月28日

2 聴 聞 場 所 日立保健所

●土地改良区役員の就退任

猿島郡五霞村大字元栗橋に事務所をおく五霞村土地改良区から、下記のとおり役員が就退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和41年6月16日

茨城県境土地改良事務所長 上 野 秀 雄

記

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡五霞村元栗橋1139の1	理 事	須 釜 政 市	
〃 〃 〃 1504	〃	池 田 文 七	
〃 〃 〃 30	〃	山 中 文 次	
〃 〃 川妻79の1	〃	青 木 良 助	
〃 〃 小手指1237	〃	松 本 七五郎	
〃 〃 新幸谷447の2	〃	山 本 三 吉	
〃 〃 小福田693	〃	中 山 佳 次	
〃 〃 大福田962	〃	篠 崎 亀 男	
〃 〃 山王山819	〃	曾 根 良 平	
〃 〃 山王261	〃	尾 白 徳 蔵	
〃 〃 江川1461	〃	山 田 新 次	
〃 〃 幸主96	〃	知 久 作 市	
〃 〃 冬木1192	〃	菊 地 六 郎	
〃 〃 元栗橋3397	〃	梅 田 弥 平	
〃 〃 小手指1224	監 事	松 本 藤 七	
〃 〃 釈迦2464	〃	関 口 市 太郎	
〃 〃 山王302	〃	鳩 貝 弘	
〃 〃 幸主甲402	〃	植 竹 弥之助	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡五霞村元栗橋1139の1	理 事	須 釜 政 市	
〃 〃 〃 1504	〃	池 田 文 七	
〃 〃 〃 30	〃	山 中 文 次	
〃 〃 川妻79の1	〃	青 木 良 助	
〃 〃 小手指967	〃	秋 葉 周 助	
〃 〃 〃 1192	〃	松 本 善 次	
〃 〃 新幸谷447の2	〃	山 本 三 吉	
〃 〃 小福田693	〃	中 山 佳 次	
〃 〃 大福田265	〃	笈 沼 松 寿	
〃 〃 山王山819	〃	曾 根 良 平	
〃 〃 山王1556	〃	関 義 道	
〃 〃 江川252の1	〃	大 沢 軍 治	
〃 〃 幸主甲392	〃	中 村 金 一	
〃 〃 冬木1913	〃	菊 地 六 郎	

猿島郡五霞村元栗橋3366	理 事	中 村 幸 治
〃 〃 江川1491	監 事	鈴 木 久 七
〃 〃 山王山797	〃	鈴 木 橋 郎
〃 〃 小手指18の1	〃	竹 内 正
〃 〃 元栗橋3397	〃	梅 田 弥 平

●宅地建物取引業者の登録まつ消について

宅地建物取引業者の登録を次のとおりまつ消した。

昭和41年6月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

まつ消 年月日	登録年月日 及び番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	まつ消理由
41.5.24	138 39.6.1	日産土地株式会社	宇野 修吉	日立市弁天町1-4-5	廃業届による

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 5 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所